

公共事業再評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針 (対象事業：桃園公園施設再配置事業)

【対応方針】

計画どおり事業を継続する

【対応方針の理由】

桃園公園は、昭和38年に開設した運動公園で、公園内には、野球場や庭球場、プール、運動場、児童文化科学館等のスポーツ・文化施設が立地し、多くの市民に利用されている。

一方で、これらの施設の多くは、整備から約40～60年が経過し、老朽化が進んでいる。

そこで、公共施設マネジメント実行計画との整合を図るとともに、施設の集約や再配置を目的に、「桃園公園施設再配置計画」を平成29年に策定した。

この計画に基づき、既存の庭球場へのナイター照明の整備やスタンドの増設のほか、弓道場及びわんぱく広場の再整備を行い、本市の西部地区を代表するスポーツの重要な拠点としての機能強化を図ることとしている。

計画策定後、児童文化科学館の公園外への移転や八幡東柔剣道場の公園内への移転の方針決定を受け、①児童文化科学館跡地の整備、②八幡東柔剣道場の公園内での整備について検討を行った。その結果、次のとおり事業計画を変更することとした。

①当初、ナイター照明を設置する庭球場は東側の住宅地に隣接して配置する計画としていたが、夜間の騒音や光害など周辺住宅地への影響が少なくなるよう、住宅地から離れた児童文化科学館跡地にナイター照明付き庭球場（4面）を整備する。

②八幡東柔剣道場については、弓道場に隣接する多目的広場に、弓道場と合築する形で桃園武道場（仮称）を整備する。

あわせて、事業費や事業期間の見直しを行い、事業費については、当初の約950百万円から約1,712百万円に増額し、事業完了年度を令和4年度から令和6年度に延伸することとした。

本事業の実施により、本市の西部地区を代表するスポーツの重要な拠点が整備されることや事業効果が高く、早期の完成が望まれていることから、公共事業調整会議（内部評価）において、対応方針（案）として「継続」を決定した。

これを受けて実施した「公共事業再評価に関する検討会議（有識者の会議）」では、本事業を変更計画どおり進めていくことについて、すべての構成員から「異論はない」との意見をいただき、あわせて、今後の事業の推進にあたっての留意点が示された。

続いて、これらの留意点を踏まえた市の対応方針（案）について市民意見を募集したところ、整備の内容や管理の方法についての事業を推進する上で参考となる意見は提出されたが、計画の修正が必要となるものはなかった。

以上のことから、計画どおり事業を継続することとし、先の留意点及び市民意見を踏まえて事業の推進に努める。

◆公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応・・・資料2

◆市民意見の概要と市の考え方・・・資料3